

郵便による戸籍証明等の取り寄せ方法について

本籍が長島町（旧長島町・旧東町）にあり、窓口に来ることが出来ない方は下記の必要書類を揃えて郵便で戸籍謄・抄本、除籍謄本、改製原戸籍、身分証明書、戸籍（除籍）附票の請求をしてください。

1. 申請書

戸籍証明等の請求書に必要事項を全て記入してください。

用紙が印刷できない方はお持ちの用紙（便箋等）に①から⑦を記入してください。

- ① 請求者の住所・氏名（押印）
- ② 平日8:30～17:15に連絡の取れる電話番号（連絡がつかず、返送が遅れる場合があります。）
- ③ 本籍・筆頭者氏名
- ④ 必要な人の名・生年月日
- ⑤ 請求者と必要な人との続柄
- ⑥ 必要な書類と必要枚数
- ⑦ 使用目的・提出先

2. 手数料

戸籍謄本（全部事項証明） 1通 450円 除籍謄・抄本 1通 750円

戸籍抄本（個人事項証明） 1通 450円 改製原戸籍 1通 750円

戸籍・除籍附票 1通 200円 身分証明書 1通 200円

必要枚数分の金額の「定額小為替」を郵便局で購入されるか，“現金書留”で送付して下さい。

「定額小為替」は証書部分と払渡票部分を切り離さず、未記入のまま同封してください。

※切手や収入印紙等は取扱いできませんので一度お返しすることになります。ご注意ください。

3. 本人確認書類及び住所の確認のできる書類（平成20年5月1日から必要）

請求者の本人確認のできるもの

1部でよいもの 運転免許証、顔写真付の住基カード、身体障害者手帳 など

複数必要なもの 健康保険証、顔写真なしの住基カード、各種年金証書・年金手帳、介護保険証
パスポート、その他官公署の発行した資格証 など

4. 返信用封筒

送付先（ご自宅）の住所及び宛名を記入し、切手を貼った封筒。

原則、身分証明書の住所に送付することになります。それ以外への送付希望の方は別に資料が必要になりますのでご連絡ください。

（お急ぎの時は、郵便料金に速達料金を加えて貼ってください。）

1～4の必要書類を封筒に入れて下記の宛先に送付してください。

※ 郵便を出されてから戸籍が届くまで約1週間程度かかります。

※ 長島町（旧長島町・旧東町）においては平成17年10月1日付けで戸籍の電算化（横書き）をしております。電算化前に婚姻・死亡・養子縁組などで除籍になった方は電算化後の戸籍には記載されませんので、その方の記載が必要な方は改製原戸籍を請求してください。

宛先・お問い合わせ先

〒899-1498

鹿児島県出水郡長島町鷹巣1875番地1

長島町役場 町民福祉課戸籍住民係

0996-86-1111（1113～1115）

戸籍証明等の請求書(郵便用)

長 島 町 長 殿

平成 年 月 日

請 求 者 (実際に使う人)		住 所 氏 名 ⑩ 電話番号 () —	
本 籍			
筆 頭 者			
必要な人の名 生年月日		明・大・昭・平 年 月 日	
必要 な もの	戸籍謄本(全部事項証明) 通	除籍謄本(全部事項証明) 通	身分証明書 通
	戸籍抄本(一部事項証明) 通	改製原戸籍謄本(平成・昭和) 通	戸籍附票(全部・一部) 通
必要な人と請求者 との続柄		・ 本人 夫 妻 子 父 母 孫 祖父母 曾祖父母 ・ その他() ※ 代理人請求については委任状が必要な場合がありますので詳しくは お問い合わせください	
用途・提出先		※どのような戸籍が必要か詳しく書いてください。 例 ○○の出生から死亡するまで、○○と□□が一緒に載っているもの 等 例 ○○の住所から□□の住所までの履歴のわかる附票 等	

手 数 料

戸籍謄本 1通 450円 除籍謄本 1通 750円

戸籍抄本 1通 450円 改製原戸籍 1通 750円

戸籍附票 1通 200円 身分証明書 1通 200円

◎郵便局の定額小為替証書を購入し同封するか、現金書留でお願いします。（定額小為替は証書部分と払渡票部分を切り離さず、未記入のまま同封してください。）

◎切手や収入印紙等は取扱いできません。

本人確認

1部でよいもの
複数必要なもの

運転免許証、顔写真付きの住基カード、身体障害者手帳 など
健康保険証、顔写真なしの住基カード、各種年金証書・年金手帳、
介護保険証、パスポート、その他官公署の発行した資格証 など

返信用封筒

宛先と氏名を記入し、切手を貼ったもの

(急ぐときは郵便料金に速達料金を加えた切手を貼ってください)

※ 長島町においては平成17年10月1日付けで戸籍の電算化（横書き）をしております。
電算化前に婚姻・死亡・養子縁組などで除籍になった方は記載されてませんので、その方の
記載が必要な方は改製原戸籍（750円）を請求してください。